

平成29年度

教育委員会定例会
(7月)



まっすぐかのや

平成29年7月4日(火)

鹿屋市教育委員会

会 議 日 程

日 時 平成29年7月4日（火） 午後3時

場 所 教育長室

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第4号 人事異動について (P 2)
- 5 報告
 - (1) 鹿屋市議会6月定例会の一般質問について (P 4)
 - (2) 鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について (P12)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

議案第4号

人事異動について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

平成29年7月4日提出

鹿屋市教育委員会

教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成29年7月1日付けで職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

人 事 異 動

鹿屋市教育委員会

平成29年 7 月 1 日

課長補佐級

新	氏 名	旧
兼中央公民館館長補佐	松元 和成	生涯学習課課長補佐兼文化振興係長

係長級

新	氏 名	旧
生涯学習課文化財センター主査	宮崎 裕二郎	市民生活部生活環境課主査
市長部局へ出向（高齢福祉課主査）	内久保 博樹	生涯学習課文化財センター主査

報告(1)

鹿屋市議会 6 月定例会の一般質問について（教育委員会関係）

1	【件名】 学校教職員の長時間勤務について	議員名	【個人】 柴立
<p>【質問の要旨】</p> <p>① 文部科学省の公立小中学校教員の勤務実態調査によると、過労死ラインを超える週60時間以上勤務が中学校教諭58%、小学校教諭34%になっている。本市の実態はどうか。</p> <p>② 時間外勤務80時間以上の要因は、何か。</p> <p>③ 鹿屋市では過労死はあったのか、もし不慮の事態が起きた場合、教育委員会は責任をとるのか。</p> <p>④ 市教委としての教員の働き方改革をどのように進めるのか。</p> <p>【答弁の要旨】</p> <p>① 本市の1ヶ月間の超過勤務時間の実態については、小学校教職員410名の内、月60時間以下が367名（89.6%）、月60～80時間が34名（8.3%）、いわゆる過労死ラインとされる月80時間以上が9名（2.1%：教頭等8名・栄養教諭1名）、小学校の1ヶ月全体の平均超過勤務時間は、40時間36分になる。 中学校教職員242名の内、月60時間以下が190名（78.5%）、月60～80時間が42名（17.3%）、月80時間以上10名（4.2%：教頭5名・教諭5名）中学校の1ヶ月全体の平均超過勤務時間は、48時間36分になる。 3年前の結果と比較すると、月80時間以上の超過勤務については、小学校で0.8%減（414名中12名→410名中9名）、中学校で6.6%減（252名中27名→242名中10名）であり、鹿屋市の現状としては、減少傾向にある。</p> <p>② 社会の変化や価値観の多様化、学校が抱える課題の複雑化に応じて、学校教育の役割が拡大してきていることが教員の長時間勤務の背景にあると思われる。</p> <p>③ 本市においては、これまで超過勤務による過労死の実態はないが、もし、過労による不慮の事故が公務災害と認定された場合は、本市の責任になると考える。</p> <p>④ 市教委としても、国からの通知「学校現場における業務の適正化に向けて」（平成28年6月）等を受けて、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる環境を確保するために取組を進めている。 市教委としては、市民の教育に寄せる期待の大きさを肝に銘じ、教職員が誇りや情熱をもって、使命と職責を遂行し、子どもたちに良質の教育を提供できるよう努めて参りたい。</p>			

2	【件名】 小学校のフッ化物洗口について	議員名	【個人】 柴立
<p>【質問の要旨】</p> <p>○ フッ化物洗口について、虫歯予防は実証されず、危険性は払拭できない上、学校職員への負担や責任を負わせることになるので、中止すべきである。</p> <p>【答弁の要旨】</p> <p>○ フッ化物洗口の効果を示したデータ等は数々出されており、その大きな効果が実証されている。 先進地や本市における本年度の3つの実施校の実践などから、より効率的で負担の少ない実施方法等について改善しながら、学校職員が安心して実施できるようにしてまいりたいと考えている。</p>			

3	【件名】小・中学校職員の働き方改革について	議員名	【個人】東
【質問の要旨】			
<p>① 本市の教職員の長時間労働の実態は。</p> <p>② 教職員の長時間労働を抑制し、働き方改革を実行・実現することが柱の一つであるが、委員会の見解や、改善策を示されたい。</p> <p>③ 教職員の担うべき役割を見直し、教科指導、生活指導、部活動指導など明確にして、本来の業務に励んでほしい。</p> <p>④ 学校給食費などの学校徴収金会計業務は、本来の教職員の業務ではなく、学校を設置する自治体が自らの業務とすべきであると思うが、どうか。</p> <p>⑤ 統合型校務支援システムの整備を急ぐべきであると思うが、どうか。</p>			
【答弁の要旨】			
<p>① 柴立議員の①に同じ</p> <p>② 市教委としては、「学校の業務改善」のための国や県の動向に注視しつつ、学校及び教職員の業務にかかる従事者の状況を適切に把握し、効率的な学校運営に向けた支援策を一層推進して参りたい。</p> <p>具体的な支援策としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まず、管理職に対して教職員の在校時間をより正確に把握させ、業務時間が長くなりそうな教職員に対しては、常にタイムマネジメントの意識啓発を行なうよう指導する。 ・ 次に、8月の学校閉庁日の推進、定時退校日・退庁時の推進、ストレスチェックの活用など長時間労働という働き方を見直し勤務環境の改善に向けた積極的な取組を行う。 ・ また、休養を伴わない、行き過ぎた部活動については、休養日の確実な設定と、年間を通じた大会の把握など部活動の適正化に努めたいと考える。 <p>以上の支援策に加え、本年度は、市主催の事業や行事を大胆に見直し、4つの研修会を削減し、6つの会合の縮減を行った。</p> <p>このような取組や支援策を着実に進めながら、長時間労働の改善に取り組みたいと考えている。</p> <p>③ 教員が、誇りや情熱をもって使命と職責を遂行するためにも教員の本来の業務、地域人材や保護者との連携・分担など学校を組織としてサポートする体制を整備して参りたい。</p> <p>また、現在、研究を進めているコミュニティースクールの推進など、地域との協働、連携による学校を応援・支援する体制づくり、いわゆる「チーム学校」の実現に向けて努力して参りたい。</p> <p>④ 文部科学省の通知の中で「学校給食費などの学校徴収金会計業務の負担から教員を解放する」とし、平成30年度にガイドラインを策定する方針を示していることから、本市としても、今後、国、県の方針や他市町の動向を見極め、規則の見直しをはじめ、必要な環境整備・体制づくりに努めてまいりたい。</p> <p>⑤ 本市においては、昨年度、教育の情報化に関する基本計画として「鹿屋市教育の情報化ビジョン」を作成したところであり、その中で、統合型校務支援システムに係る整備については、第3期の平成34年度に位置付け、導入を計画している。</p> <p>現在、小中学校に1校ずつ一部導入しており、今後、先進地の情報収集や試験的实施校の設置、職員研修等を含め調査・研究していく。</p>			

4	【件名】防災行政について	議員名	【個人】福崎
<p>【質問の要旨】</p> <p>① 小・中学校で「J-A L E R T」による避難が促されたときのマニュアルはできているか、示されたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>① 「J-A L E R T」に対応したマニュアルについては、現段階では各学校もしくは市教委だけで作成することは厳しいことから、本市のマニュアルに学校等も位置付けていただき、これをもとに各学校において、現在のマニュアルを見直し、その実態に応じた「J-A L E R T」の対応を位置付けるよう指導してまいりたい。</p> <p>市教委としては、今後より一層地域と連携し、地域の実態に合った避難訓練を推進したり、災害の発生時間や場所を変えた多様な訓練を実施したりして、いかなる場合でも子どもたちが安全に対処できるように、各学校へ指導して参りたいと考えている。</p>			

5	【件名】学校における集団フッ化物洗口の実施について	議員名	【個人】米永
<p>【質問の要旨】</p> <p>① 教職員の説明はどのように行っているのか。また、フッ化物洗口についてのQ & A集を作成するなどし、現場の混乱を避ける方策を講じているのか。</p> <p>② 保護者説明会は国の示すガイドラインに沿ってどのように行っているのか。</p> <p>③ 希望しない人の割合がどれくらいになったら実施を中止するのか。</p> <p>④ 鹿屋市の児童生徒の虫歯数を全学年学校別で調査する考えはないか。また、虫歯のない児童生徒数の割合とこれまでの推移を示せ。</p> <p>⑤ フッ化物実施校と未実施校との虫歯数の推移比較を行い効果の検証をする考えはないか。</p> <p>⑥ まずは、歯垢除去と砂糖の制限で虫歯ゼロを目指す取組を徹底し、子供たちの生活習慣化させることを一番にし、同事業を中止する考えは無いか。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>① 教職員への説明については、これまで市内全小学校で、校長から本事業の説明会を行っている。また市教委主催の学習会の実施や県保健福祉部及び県歯科医師会主催の「フッ化物洗口推進研修会」へ市民や学校職員などが参加したところである。今後はそれぞれの学校ごとに教職員や保護者に対して丁寧に説明していくとともに、本市が作成した「鹿屋市学校フッ化物洗口実施マニュアル」に本年度実施する3小学校の取組を基にフッ化物洗口についてのQ & Aを盛り込むなどよりよいものにし、各学校において教職員等がスムーズに実施できるように努めてまいりたい。</p> <p>② 保護者説明会については、厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」に沿って、インフォームド・コンセントに基づくものであり、本市の保護者説明会においても、関係機関にも同席していただき、専門的な見解をいただきながら丁寧に説明し、その後、全保護者に希望調査を行っている。</p> <p>③ 本事業は、とても意義があると思っているので、保護者等に丁寧に説明し、一人でも多くの子どもたちが実施されるよう、御理解をいただきたいと考えている。このようなことから、希望者の多少に関わらず、実施してまいりたい。</p> <p>④ 鹿屋市の児童生徒の虫歯数等については、現在、文部科学省や県の虫歯数等の調査が行われている小学校6年生、中学校1年生の数値を把握しているところで</p>			

ある。

日本歯科医師会のデータは、中学校1年生の虫歯本数でフッ化物洗口の効果を示していることから、現調査でもフッ化物洗口の効果や成果はある程度つかむことはできると思っており、各学校における虫歯数の集計作業の複雑さを考えると、全学年の調査は現段階では、計画していない。

また、虫歯のない児童生徒数の割合とその推移については、過去3年間分のデータがある市内小学6年生と中学1年生分の数値ですが、平成26年度は61.0%、平成27年度は54.3%、平成28年度は54.1%と悪化の傾向にある。

⑤ フッ化物洗口の効果については、全国的に効果を示すデータによる検証がされていること、効果が現れるのに数年かかることなどから、実施校と未実施校とを比較検証する取組は行わないつもりである。未実施の他市町との虫歯数等の推移の比較等から効果の検証を行っていく必要があると考えている。

⑥ 日本歯科医師会や学会等によると、虫歯予防は歯垢除去と砂糖の制限、フッ化物応用の3つを合わせたものが基本であると述べられており、議員が御指摘されている歯垢除去と砂糖の制限もこれまで以上に力をいれていくが、一方でこれまで各学校では虫歯治療率向上のために全力で取り組んでいるが、現取組だけでは、限界を感じており、フッ化物洗口を使った虫歯予防も必要であると考えている。

市教委としては、虫歯と心臓疾患をはじめとする多くの疾病との関係が明らかになっている現在、子どもたちの生涯にわたる歯と口の健康及び心身の健康増進のため、さらには新潟県のデータによるとフッ化物洗口を長期間実施した市町村では子ども一人当たりの歯科治療費が未実施市町村の約半分であり、多くの費用対効果も期待できる「学校フッ化物洗口事業」を進めてまいりたいと考えている。

6	【件名】新入学児童生徒学用品費について	議員名	【個人】福田
【質問の要旨】			
○ 文部科学省は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱を一部改正し、就学援助における「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を可能にするため、平成29年度から予算措置を行っているが、この措置の対象とならない準要保護児童生徒に対しては、支給額の増額及び支給時期について、どのように対応するか示されたい。			
【答弁の要旨】			
○ 本市においては、現在、要保護に準ずるとされる準用保護世帯の児童生徒の保護者に対して、小学生は20,470円、中学生は23,550円を入学後に支給しており、要保護世帯に準じた取扱いをしている。 新入学児童生徒学用品費の支給単価の増額及び支給時期については、一部改正された本要綱の趣旨を踏まえ、制度目的にかなった運用が図れるよう、県内他市の状況等を注視しつつ、義務教育の円滑な実施の観点から、今後、検討してまいりたい。			

7	【件名】鹿屋女子校の活性化について	議員名	【個人】繁昌
【質問の要旨】			
① 医療・福祉関係の人材育成のための専門的な学科を鹿屋女子高校に設置できないのか。			
② 現在の場所ではスポーツ施設や駐車場など十分な広さが確保できないことや、鹿屋航空基地に近いことから、広い敷地を購入し、グラウンド及び保護者等が安			

心して駐車できるスペースを配置した方がいいと思う。現在地は地価も高額なので売却し、将来的な税金を考えると移転も有効な判断だと思うが、どうか。

③ 活性化を実施した場合、運営経費はどのようなのか。

【答弁の要旨】

① 学科設置については、保育科や看護科、福祉科を含め、他の様々な学科の設置について、活性化検討委員会委員の意見や生徒・保護者のアンケート調査の結果等を踏まえ、

- ・「学科設置に対する生徒、保護者のニーズ」や
- ・「施設整備に係る費用」、
- ・「教員の人員確保の可能性」等、

多角的な視点から議論を重ね、総合的に検討してまいったが、最終的に、普通科系、商業科系、家庭科系の学科の設置を判断した。

一方、生徒の多様な進路希望に対応するため、活性化基本方針の重点施策として、「総合選択制」を導入することとし、卒業後の進路を見据えた実践的な学習活動を計画しているところである。

このような取組を通じて、保育や福祉をより身近に感じ、考えることが、卒業後の資格取得や上級学校への進学意欲の醸成につながり、ひいては、大隅地域における人材育成、人材確保に資するものであると考えている。

② 新校舎の建設場所については、財政面や立地面、必要な作業工程等の実務面などを総合的に検討した結果として、現在の場所に建設することが望ましいと判断したところである。

また、現在の場所において、施設整備を行うに当たっては、既存の1号棟、2号棟を解体することにより、グラウンドは現在より広くなり、ソフトボールやサッカー等ができるグラウンドとして、スペースは一定程度、確保できるものと考えている。

③ 新校舎が供用開始になった後は、これまでの運営経費に加え、エレベーター設置による保守委託料、ICT機器を利用する経費、総合選択制導入による非常勤講師への謝金等の運営経費が、新たに発生することになる。

8	【件名】鹿屋市子ども読書活動推進計画について	議員名	【個人】西菌
---	------------------------	-----	--------

【質問の要旨】

- ① 図書関係職員合同での研修及び情報交換会の頻度及び課題は何か。
- ② 読み聞かせや読書の時間の割合が、中学校より小学校の方が少ないが、その理由は何か示されたい。
- ③ 小学2年生と5年生を比較すると読書好きが半減するが、その対策について示されたい。
- ④ 家庭での読書活動の推進について、アピールしたい取組は何か。
- ⑤ 「読書の日」や「かのや宅習1・2・3運動」について、保護者への周知・啓発について示されたい。
- ⑥ 推進計画における重点課題について、具体的にどのように対処し、推進していくのか示されたい。

【答弁の要旨】

① 平成26年度からは、市立図書館を中心に実施する市内小・中学校、高等学校の学校図書館職員、司書教諭、公共図書館職員を対象とした合同研修会「つながる図書館研究会」を年1回、開催している。

課題としては、合同での研修会が年1回の開催にとどまっていることから、今

後、連携を強化していくため参加人員や開催回数の増加に努めてまいりたい。

- ② 中学校においては、生徒の発達段階から多くの学校において、朝自習の時間を活用した読書活動に取り組んでおり、生徒が主体的に、自分の興味や関心のある本や推薦図書等を読む時間を確保している。

一方、義務教育の入り口である小学校においては、朝自習の時間帯に、読書や、学習の補充、体力向上の取組など基礎的な資質や能力をバランスよく身に付けさせる必要があることから、小学校における朝自習の時間帯を活用した読書活動が中学校に比べ少ない状況にある。

- ③ これは、様々な要因が関係していると考えられるが、例えば、学年が上がるにつれ、文章を読むことに苦手意識をもつ児童生徒が増加することや、発達段階により興味や関心が本以外のものに拡散してしまうこと、児童生徒の電子機器の利用頻度が増加し、子供たちの遊びが変化したことなどが挙げられる。

これらに対応するために、学校では、読書活動推進計画に基づき、読書習慣の確立を図るため、学校図書館を中心に

- 一斉読書及び読み聞かせ等の充実
- 推薦図書コーナーの設置
- 各学年の目標読書冊数の設定
- 校内読書週間等の開催

などに取り組み、学校教育全体を通して読書好きな児童生徒を育むために努力しており、その結果、本市において実施した実態調査の結果を平成17年度と平成28年度で比較しすると、読書好きの児童生徒の割合は、小学校5年生において47.4%から55.5%に、中学校2年生では、31.7%から42.7%に増加している状況にある。

- ④⑤家庭での読書活動を活性化するには、乳幼児期から日常生活の中で読書習慣を身につけさせると同時に、学校での読み聞かせによる読書への動機付けを行うことや、地域を巻き込んだ子どもを取り巻く読書環境を整えることが大切である。

このようなことから、本市では、家庭における読書の活性化を支援するため、

1. 乳幼児に絵本のプレゼントを行う「ブックスタート事業」や、
2. 学校や家庭教育学級及び図書館等での読み聞かせを実施している。
3. また、市内の全ての学校が、家庭での学習習慣づくりに加え、一日30分以上の家庭読書を行う、「かのや宅習1・2・3運動」に取り組んでおり、学校とPTAが連携して、啓発チラシを各家庭へ配布している。
4. さらに、子どもたちの読書活動の意欲を高めるため、国や県が提唱している「子ども読書の日」に合わせて、市立図書館と、串良、輝北、吾平の図書室が、児童書を通常より多く借りられるような取組や、おはなし会、家庭での読み聞かせに最適な本のコーナーの設置などを行って、周知・啓発を図っている。

市立図書館では

1. 多くの子どもたちに図書館に来てもらうため、市民を巻き込みながら「図書館まつり」や「夜の秋の音(ね)コンサート」などのイベントを開催している。
2. また、子どもたちへの貸出サービスとして、移動図書館車が市内全域の小・中学校はもとより、公営住宅等に巡回しているほか、病院や公民館等に対して図書の団体貸出を行い、子どもたちが本に親しむ読書環境づくりに努めている。
3. さらに、地域で活躍する読書ボランティアグループを支援するため、市立図

書館が「読書グループ連絡会」を開催し、読み聞かせ等の研修や情報交換等に取り組んでいる。

- ⑥ 今後の具体策としては、学校や図書館において、新しい手法である、本の魅力を伝え聴衆の投票数で勝敗が決まる「ビブリオバトル」を拡充する取組や、「読書の大切さ」を啓発するための市民講座や講演会の開催にも、積極的に取り組んでまいりたい。

9	【件名】「子ども110番の家」の取組について	議員名	【個人】児玉
【質問の要旨】			
① 「子ども110番の家」と子どもたちをつなげる取組として、ウォークラリーや、合同で防犯訓練などを行う考えはないか。			
【答弁の要旨】			
① 「子ども110番の家」を確認するためにウォークラリーを行っている学校が2校、「子ども110番の家」と合同で防犯訓練を行っている学校が17校となっている。			
それ以外でも、社会科等の学習で校区探検を行い、「子ども110番の家」の場所の確認と住んでいる方との触れ合いの場をもったり、集団下校を行う際に、「子ども110番の家」の方に学校に来ていただき、全校児童に紹介したりする取組を行っている学校もある。			
市教委としては、子どもたちの安全を守るために、「子ども110番の家」をはじめ、より一層地域と学校が連携を深めていくように指導して参りたい。			

10	【件名】教員の勤務実態調査結果について	議員名	【個人】眞島
【質問の要旨】			
① 月80時間超の時間外労働が行われている教職員の勤務実態の把握と、その実態について、市教委はどのように考えているか。			
② 教員の負担軽減について、部活動や体力調査等はどうの現状でどう改善につなげているのか。具体的に教えてほしい。			
③ 定時退庁の促進や管理職による巡回指導等具体的に取り組んでいる内容を示してほしい。			
④ 総括安全衛生委員会が具体的に何を行い、何を改善しているのか具体的に示してほしい。			
【答弁の要旨】			
① 市内教職員の勤務実態把握については、平成25年9月から「教職員出退時刻記録システム」により、出校時刻、退校時刻を入力し、時間外勤務時間が把握できるようにしている。文部科学省の調査は、土日の業務等を含んでいるが、本市の調査では含んでいない。			
また、文部科学省の調査は10～11月の7日間であるが、本市の場合は、平成25年から月毎に年間を通して調査している。			
その際、80時間以上の長時間勤務があった場合は、校長は校務の見直しや業務改善の指導助言を行い、必要であれば産業医との面接を行うよう指導している。			
今後は、本市における調査に土日を含める等、実態に即した勤務時間把握のために、文部科学省調査との整合性を考慮して見直したいと考えている。			
② 本市における業務改善に向けての具体的な取組として、			
1 本年度、市教委主催の研修会や会合を大幅に見直し、4つの研修会の削減や6つの会合等の縮減			

<p>2 昨年度から夏季休業時における学校閉庁日を設け、各種休暇等を取得しやすい勤務環境づくり</p> <p>3 ノー部活動デーの推進や定時退校日を設け、休養を伴わない行き過ぎた部活動にならぬよう、管理職研修会や担当者研修会等において指導し、部活動の適正化に努めている。</p> <p>③ 年度当初、校長が全職員に対して、勤務時間に対する意識の高揚や仕事と生活の調和を目的に周知している。</p> <p>特に、勤務時間の適正管理については、校務分掌の機能化や学校行事の精選に取り組むほか、管理職による放課後の巡回や声かけ等を行なっている。</p> <p>また、休暇の取得促進については、県内に先駆けて平成28年度から夏季休業中に学校閉庁日を設けるなどして、各種休暇の取得の促進を図っているところである。</p> <p>今後とも、男女を問わず全職員が各種休暇を取得しやすい職場雰囲気醸成に向けて、市教委としても努力してまいりたい。</p> <p>④ 本会は、職員の安全と健康を保持増進するとともに、快適な職場環境を形成するために設置されており、各学校の安全衛生委員会で出された課題等について、協議している。</p> <p>本会の提言に基づき、市教委として実施している主な事業として、まず、教職員の心身の健康の保持増進を図るため、外部から講師を招き実施しているメンタルヘルス講演会やストレスチェックの実施がある。</p> <p>また、3年前から、コンピューターのディスプレイ等の表示機器を使用した作業に従事する機会の多い、学校職員を対象としたVDT作業従事者健康診断を始めている。</p> <p>他にも、夏休みに学校職員総括安全衛生委員会による職場巡視を計画しているところであり、具体的な実施方法や実施校については、今後決定していく予定である。</p>
--

11	【件名】フッ化物洗口について	議員名	【個人】眞島
【質問の要旨】			
① フッ化物洗口に係る説明会では、十分な質問時間を確保するなど丁寧に説明してほしい。			
② 説明会を実施した鹿屋小学校の保護者の希望調査結果を示されたい。			
【答弁の要旨】			
① 本年度実施を予定している3小学校のうち、5月に説明会を実施した鹿屋小学校では、多くの方に参加していただくためPTA総会の折、県保健福祉部及び県歯科医師会作成のフッ化物洗口に関するDVDやパンフレット、市教委作成のフッ化物洗口の具体的実施方法を示した資料等で説明を行った後、質疑応答を行った。			
引き続き、保護者の不安や質問等があったら、関係機関と連携を図りながら懇切丁寧に説明を行っていく。			
② 鹿屋小学校では、希望調査を行っているところであるが、現在、提出率98%に対して91.2%の保護者に同意をいただいているところである。			

報告(2)

鹿屋市公民館運営審議会委員の委嘱について

鹿屋市公民館運営審議会委員 (平成28年度～平成29年度)

	氏名	推薦団体等	役職等	任期	備考
1	穂園 正幸	市小・中学校長協会 (学校教育関係)	鹿屋市立笠野原小学校 校長	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
2	久保健太郎	市PTA連絡協議会 (家庭教育関係)	市PTA連絡協議会 会長	平成29年7月1日 ～平成30年6月30日	新規
3	宮下 恵子	市子ども会育成連絡協議会 (社会教育関係団体)	市子ども会育成連絡協 議会 会長	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
4	芝 國和	市高齢者クラブ連合会 (社会教育関係団体)	市高齢者クラブ連合会 副会長	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
5	増満 房子	市地域女性団体連絡協議会 (社会教育関係団体)	市地域女性団体連絡協 議会 会長	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
6	新牛込 司	市青年団連絡協議会 (社会教育関係団体)	市青年団連絡協議会 役員	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
7	新保 秀美	市町内会連絡協議会 (社会教育関係団体)	市町内会連絡協議会副 会長	平成29年7月1日 ～平成30年6月30日	新規
8	川邊 カズ子	地区生涯学習推進協議会〔鹿屋〕 (地域代表)	鹿屋中学校区生涯学習 推進協議会 副会長	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
9	河野 良幸	地区生涯学習推進協議会〔串良〕 (地域代表)	串良中学校区生涯学習 推進協議会 会長	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
10	前田 昭紀	地区生涯学習推進協議会〔吾平〕 (地域代表)	吾平地区生涯学習推進 協議会 会長	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
11	隈元 茂美	地区生涯学習推進協議会〔輝北〕 (地域代表)	輝北地区生涯学習推進 協議会 会長	平成29年7月1日 ～平成30年6月30日	新規
12	樋脇 佐愛子	市民講座講師〔鹿屋〕 (講師代表)	市民講座等講師代表	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
13	池添 史朗	市民講座講師〔串良〕 (講師代表)	市民講座等講師代表	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
14	神田 美津子	市民講座・同好会受講生〔吾平〕 (受講者代表)	市民講座等受講生代表	平成28年7月1日 ～平成30年6月30日	
15	脇田 るみ子	市民講座・同好会受講生〔輝北〕 (受講者代表)	市民講座等受講生代表	平成29年7月1日 ～平成30年6月30日	新規